

## 第8章

我が国の持続的発展のための  
国際的な連携の強化と国際貢献

## 第1節

国際的な連携・協調メカニズムの構築と  
イニシアティブの発揮

## (1) 東アジア地域における連携強化

我が国では政府全体として東アジア地域との連携強化に取り組んでいる。

交通分野では、2007年（平成19年）11月に第5回日ASEAN交通大臣会合を開催し、航空保安及び物流分野の機能向上・連携強化を目的とした「日ASEAN航空保安向上計画」、「日ASEAN物流人材育成ガイドライン」を採択した。また、同年12月に第4回日中運輸ハイレベル協議を開催し、2006年（平成18年）に開催された日中韓物流大臣会合での成果の進捗状況及び交通分野における環境への取組み等について意見交換を行った。

建設分野では、2007年（平成19年）にEPAが署名されたインドネシアにおいて、第3回日インドネシア建設産業会議を開催したほか、日系企業が多く進出しているベトナムにおいても、日ベトナム建設産業会議を開催し、東アジア諸国の建設関連省庁及び建設業と将来の協働関係構築を目指した取組みを推進していく。

海洋については、東アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）に参画しており、東アジア海域の持続可能な開発戦略（SDS-SEA）の実施に向けた取組みを進めている。また、日本海及び黄海等の海洋環境の保全を目的とした日本・中国・韓国及びロシア間の行動計画である北大西洋地域海行動計画（NOWPAP）に基づいた取組み等を推進している。

## (2) 主要国交通担当大臣会合による取組み

我が国が2002年（平成14年）に主催した「環境にやさしい交通の実現」を議題とする交通大臣会合を踏まえ、2007年（平成19年）11月に、「第3回環境にやさしい自動車に関する国際会議（EFV国際会議）」がドイツで開催された。同会議に向け我が国は、同年2月、「第2回環境にやさしい自動車（EFV）国際ワークショップ」を開催し、EFVの開発・普及に向けて、日本が果たすべき役割について検討を行った。

## (3) 自由で公正な海外建設市場の形成に向けた取組み

我が国建設業は、高い技術力・ノウハウをいかし海外進出しており、海外受注額は、1997年（平成9年）のアジア経済危機の影響等により急減したが、2006年度（平成18年度）は過去最高額となる1兆6,484億円となっている。国土交通省は、建設業の国際競争力の強化に向けて、海外におけるビジネス環境の改善やビジネス機会の増大を目指して、EPA等政府間交渉の積極的な活用により、建設市場の開放等や我が国建設業の技術やノウハウのPR等を図っている。

## (4) アジア太平洋地域インフラ担当大臣のネットワークの確立に向けた取組み

アジア太平洋地域におけるインフラ整備に関するノウハウ・技術の共有や相互連携を図るため、我が国の提唱により、20箇国・地域によるアジア太平洋地域インフラ担当大臣会合を開催

している。平成19年8月に、中国・北京で第6回会合を開催し、「インフラ整備における財源、投資制度の改革と持続可能な水利用」をテーマに、各国での課題や取組みの発表や意見交換を行った。次回会合は21年に開催される予定であり、引き続き積極的に参加することとしている。

### (5) 世界水フォーラム等国际的な水問題への対応

世界各地で深刻化している水問題を解決するため、国連は、2005年（平成17年）から2015年（平成27年）を「水に関する行動の10年」と定めている。世界の水問題は、農産物や工業製品等を輸入している我が国にも大きな影響があり、国際貢献の観点からも積極的に問題解決に取り組む必要がある。2007年（平成19年）12月の第1回アジア・太平洋水サミット（大分県別府市）において、首脳級レベルにて世界の水問題解決に向けた具体的な取組みが提言されたことを受けアジア地域での水資源問題解決のため、アジア河川流域ネットワークを支援することとしている。

また、日本政府とユネスコ間の協定に基づき設置された水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）では、途上国における専門家育成のため、水災害管理に関する学位が取得できる「水災害リスクマネジメントコース」を2007年度（平成19年度）に政策研究大学院大学と共同で開講するなど、世界の水災害の防止・軽減を目的とした国際的な拠点となることを目標とした諸活動を積極的に展開している。

## 第2節 国際標準への取組み

### (1) 自動車基準・認証制度の国際化

自動車産業のグローバル化に伴い、自動車基準の国際的な調和や認証の相互承認の拡大が強く求められている。我が国は国連の「車両等の型式認定相互承認協定」<sup>(注1)</sup>に基づく規則（自動車の装置ごとの基準）の中から、37の規則を採用し、相互承認を実施しており、今後、段階的に対象を拡大していくこととしている。また、我が国は国連の「車両等の世界的技術規則協定」<sup>(注2)</sup>の執行委員会副議長や、世界技術規則を策定するための2つの専門家会合の議長を務めるなど、世界技術規則の策定のために積極的に貢献している。

### (2) 鉄道に関する国際規格への取組み

鉄道の国際規格に、自らの技術を反映させようとする欧州の戦略的攻勢があり、これが我が国の鉄道業界へ及ぼす影響が懸念されている。国土交通省は、鉄道事業者、関係産業等と協力して、日本の優れた技術を発信するなど国際標準化活動に取り組んでおり、平成19年度は「鉄道技術分野における国際標準化活動基盤強化アクションプラン」に基づき、積極的な活動を行った。

### (3) 船舶や船員に関する国際基準への取組み

国際的な海上運送事業は、海運自由の原則の下、様々な国籍の船舶・船員で営まれており、安全や環境保護に関する国際的な統一ルールに従い、適正かつ公平な競争条件の下で営まれる必要

(注1) 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定

(注2) 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定

がある。このため、我が国はSOLAS条約<sup>(注1)</sup>、MARPOL条約<sup>(注2)</sup>、STCW条約<sup>(注3)</sup>等の船舶や船員に関する条約等による国際基準の策定作業に積極的に貢献している。

#### (4) 土木・建築基準及び認証制度の国際調和

国土交通省では、近年、市場の国際化が進展している土木・建築・住宅分野における外国建材の性能認定や評価機関の承認等の制度の運用、国際協力機構（JICA）等による技術協力等の施策を実施する一方、国際標準化機構（ISO）による設計・施工技術の規格制定に参画するなど、土木・建築基準及び認証制度の国際調和の推進に取り組んでいる。また、「土木・建築における国際標準対応省内委員会」において、我が国の技術的蓄積を国際標準に反映するための対応、国際標準の策定動向を考慮した国内の技術基準類の整備・改定等について検討を進めている。

#### (5) 高度道路交通システム（ITS）の国際標準化

効率的なアプリケーション開発、国際貢献、国内の関連産業の発展等を図るため、ISOや国際電気通信連合（ITU）等の国際標準化機関におけるITS技術の国際標準化を推進している。

また、基準調和世界フォーラム（UN/ECE/WP29）において、先進安全自動車（ASV）に係る国際基準の策定等を目指した活動を行っている。

#### (6) 地理情報の国際標準化

国土地理院は、ISOの地理情報に関する専門委員会（ISO/TC211）に参画し、地理情報の国際標準化を推進するとともに、国際標準に準拠した国内標準を整備・普及している。

#### (7) 技術者資格の海外との相互承認

APECエンジニア相互承認プロジェクトでは、参加国間における技術資格の相互承認に基づく有資格技術者の流動化を促進している。APECアーキテクトプロジェクト（建築家登録制度）では、建築設計資格者の流動化を促進するために、2005年（平成17年）12月からAPECアーキテクトの登録が行われており、相互認証に向けた検討を行っている。

#### (8) 日本海呼称問題への対応

「日本海（Japan Sea）」の名称は、海上保安庁が刊行する海図や国土地理院が刊行する地図はもとより、国際水路機関（IHO）が刊行する海図作製のための指針にも掲載され、国際的に確立された唯一の名称として認知されている。

しかし、1992年（平成4年）に開催された第6回国連地名標準化会議以降、韓国は、「日本海」という名称は我が国が行った植民地政策に基づくものであり、「東海（East Sea）」に改称するか「日本海」と併記すべきとの誤った主張を繰り返している。国土交通省は、外務省等関係省庁と密接に連携し、航行安全の確保、経済社会活動における意思疎通の混乱の回避等の観点から、国際社会に「日本海」への正しい理解と支持を求めていく。

（注1）海上における人命の安全のための国際条約

（注2）船舶による汚染の防止のための国際条約

（注3）船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

## 第3節 我が国の経験・技術・ノウハウを活かした国際協力

### (1) 国際協力の展開

開発途上国の発展には、経済社会基盤の整備を始め、計画・政策策定や管理・運営を担う人材の育成が不可欠である。

水問題、物流の改善、地球環境問題、海賊・テロ対策、防災・減災対策、観光開発等、国土交通分野の国際協力に対するニーズは高く、過去のODA実績においても大きな比重を占めていることから、①政策対話を通じた国際交流の実施やNGO等民間団体による国際協力の支援と研修生受入れ等を通じた人材育成、②相手国の実情に応じた効果的な協力を行うための援助方針の策定、プロジェクト形成及び国際協力評価事業、③地球環境問題への対応や安全性向上のための技術開発等の実施、④専門家等の派遣、要人招へい等による日本の技術・基準の移転、⑤JICA等関係機関を通じた技術・ノウハウの移転や国際機関と連携した国際協力などを戦略的に推進している。

### (2) 広域的な経済社会基盤の整備等への協力

国際的な相互依存関係の拡大を踏まえ、アジアハイウェイ、メコン地域開発等地理的位置や影響が複数国にわたる広域的な経済社会基盤整備を支援している。

アジアハイウェイについては、2004年（平成16年）4月に上海で開催された国連アジア太平洋経済社会委員会総会において、「アジアハイウェイ道路網に関する政府間協定」（「東京－福岡」を路線「AH1」として位置づけ）に我が国を含む27箇国が署名、2005年（平成17年）7月に発効しており、我が国は、アジアハイウェイ整備促進に向けた技術協力等を推進している。メコン地域開発については、2003年（平成15年）12月の日ASEAN特別首脳会議を受け、2004年（平成16年）11月に取りまとめた「メコン地域のインフラ分野における今後の支援のあり方（提言）」に基づき、技術協力等を推進している。

また、我が国の優れた鉄道技術を海外に普及させる観点から、中国高速鉄道に関する技術交流等を実施するとともに、都市鉄道に関する各種調査等も実施している。さらに、産業界から要望の強いASEANやインドにおける物流インフラ整備に関して、関係国政府などと共同で検討を開始した。

なお、我が国建設業は、開発途上国での質の高い社会資本整備に貢献し、雇用創出、現地での資材調達、技術・ノウハウの移転等により、経済社会の発展に貢献している。引き続き、EPA等の機会を活用して、我が国建設業の海外展開を支援し、開発途上国への貢献を図る。

## コラム

## 幹線貨物鉄道と港湾との連携に関する日印協力について

急速な経済成長に伴い飛躍的に増大するインドの貨物輸送需要に対応するため、デリー～ムンバイ及びデリー～ハウラー（コルカタ）を結ぶ幹線貨物鉄道計画が、現在インドにおいて進められています。この幹線貨物鉄道の機能を最大限発揮させるためには、海外との物流の窓口である港湾との連携を強化し、港湾・幹線貨物鉄道を経由してインド国外とインド各地をシームレスにつなぐ輸送システムを構築する必要があり、我が国進出企業からも熱い期待を寄せられています。

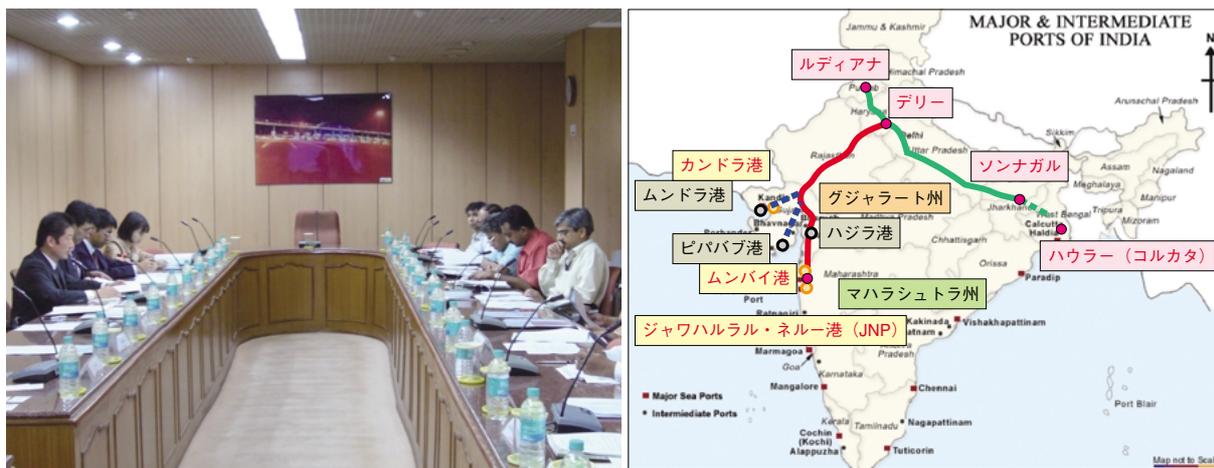
具体的には、幹線貨物鉄道から港湾への接続性を向上するため、港湾地域内における鉄道輸送関連施設の整備や増大する貨物輸送需要に対応するための港湾整備が主要課題となっています。

そこで、幹線貨物鉄道と港湾との連携を強化するための日印協力を協議する場として、実務者による協議体「日印港湾・鉄道接続性向上ワーキング・グループ」を平成19年7月24日に立ち上げました。この協議体は、以下のメンバーから構成され、現在、インド西岸における貨物専用鉄道に接続すべき港湾の配置構想、港湾能力の向上等について検討を進めています。

## 【メンバー】

- 日本側：国土交通省（日側議長）、在印日本大使館、JICA、JBIC、JETRO
- インド側：海運・道路交通省（インド側議長）、鉄道省、財務省、計画委員会、その他関係連邦・地方機関

日印港湾・鉄道接続性向上ワーキング・グループ



## (3) 環境・安全面での協力

国土交通省は、環境面では、京都議定書に基づくクリーン開発メカニズム（CDM）の活用を促進するため、社会資本整備分野における案件発掘や国内外でのセミナーを通じた環境整備を実施している。また、環境負荷の軽減策としてアジアの自動車分野の担当官に対する研修やASEANの諸都市におけるバス交通を中心とした公共交通網整備に資する調査を実施している。

安全面では、開発途上国の航空機事故対策として、インドネシア等に対し航空機事故調査レベルの向上に向けた研修・技術協力等を行っている。また、開発途上国の保安担当官を対象に、港湾、航空各分野のセキュリティに関する専門家会合や集団研修を行っているほか、海上保安体制の強化に資するため、インドネシアに巡視艇の無償供与を行った。さらに、海上保安庁では、ア

ジア地域の海上保安機関の能力向上を図るため、研修、訓練等を通じ、キャパシティビルディングによる連携・協力を積極的に推進していくこととしている。

災害対策等への協力については、国際緊急援助隊として派遣される救助チーム及び専門家チームに参加している。また、被災地への政府調査団にも参加している。具体的にはソロモン諸島沖地震・津波被害では河川等の専門家が、ペルー沖地震では耐震補強・震災復興の専門家が調査団に参加している。

さらに、技術移転を目的として、河川、砂防、海岸、建築、海洋汚染、気象等の各分野においても各国で技術協力、専門家派遣及び研修を実施している。

## 第4節 多国間・二国間交渉等を通じた取組み

### 1 多国間交渉・フォーラムを通じた取組み

#### (1) 世界貿易機関（WTO）への対応

世界の多角的貿易体制を発展させるために発足したWTOは、モノの分野の自由化だけでなく、交通・観光・建設関連サービスを含むサービス分野も対象としている。2001年（平成13年）より開始されたドーハ・ラウンドでは、一層の自由化を目指し妥結に向けた交渉が進められている。我が国は、海運・建設分野における複数国会合（プल्ली会合）の議長を務めるなど、サービス分野の協議を中心に積極的に参加している。また、公共事業を含め政府が行う調達に関する規律を設けている政府調達協定（GPA）について、手続の透明性の確保と市場参入の拡大を図ることを目的とした改正交渉が進められている。

#### (2) アジア太平洋経済協力（APEC）への対応

APECは、貿易・投資の自由化及び円滑化と経済・技術協力を推進しており、国土交通省は交通及び観光WG（作業部会）を中心に積極的に取り組んでいる。交通WGでは、陸・海・空・インターモーダル分野別専門家会合で議論を行っており、我が国は海事・港湾専門家会合の議長として、海運の自由化、港湾の効率性の向上等に関する議論を主導している。また、2007年（平成19年）3月に豪・アデレードで開催された第5回交通大臣会合では、交通分野における安全、保安、自由化及び円滑化等に向けて優先的に取り組むべき事項を取りまとめた大臣共同声明を採択した。観光WGは、同年5月に豪・ゴールドコーストで開催され、新たに気候変動対策や投資促進等の取組を実施していくことが確認された。

#### (3) 経済協力開発機構（OECD）への対応

OECD造船部会においては、世界の造船業の健全な発展に向け、公正な競争環境の整備、新興造船国との対話強化等の取組みが、また、観光委員会においては、国際観光振興に関し、地域開発政策委員会においては、国土・都市政策等に関し、各加盟国の政策レビュー等が行われており、我が国も積極的に対応している。

#### (4) 国際海事機関（IMO）、国際労働機関（ILO）への対応

IMOは、海上の安全、セキュリティ及び海洋汚染の防止に関する政府間の協力や条約の作成等を行う機関である。我が国は世界有数の海運・造船国として、IMOの活動に積極的に参加し、

主導的な役割を果たしている。最近の活動としては、船舶からの温室効果ガス及び大気汚染物質削減、目標指向の新造船構造基準<sup>(注1)</sup>の検討等があり、特に、シップリサイクル<sup>(注2)</sup>に関しては、リサイクルヤードからの海洋汚染防止や労働安全衛生の問題解決のため、新条約を2009年（平成21年）4月に採択することを目標に議論が行なわれており、我が国も積極的に参加している。

2006年（平成18年）2月、ILOにおいて採択された海事労働条約は、船員の労働環境の向上及び国際海上輸送における公正な競争条件の確立を図るものであり、我が国の批准に向けて、国土交通省は国内関係者との検討・調整を進めるとともに、関係各国と協力し旗国検査ガイドラインの作成等に積極的に取り組んでいる。

### （5）国際民間航空機関（ICAO）への対応

ICAOは、国際民間航空の安全と保安、健全かつ経済的な運営の確保のため、国際標準及び勧告の採択、監査等の活動を行っている。我が国は、190の締約国のうち第2位の分担金を負担し、第1カテゴリー（航空輸送において最も重要な国）の理事国として、ICAOの諸活動に積極的に参加し、国際民間航空の発展に寄与している。例えば、地球環境問題について活発な議論が行われた第36回ICAO総会（平成19年9月）においては、我が国の積極的な提案により、国際航空分野におけるエネルギー消費効率ベースのグローバル目標を検討することが決議されたところである。

### （6）各分野における多国間の取組み

#### ①道路分野での取組み

世界道路協会（PIARC/WRA）に設置されている技術委員会に委員を派遣するとともに、アジアオーストラレイシア道路技術協会（REAAA）の活動にも参加するなど、国際活動を推進している。

#### ②港湾分野での取組み

2007年（平成19年）11月に日中韓三国により、第8回北東アジア港湾局長会議が開催され、前回の会議（平成18年11月）で確認された今後3箇年における共同研究（緊密な港湾協力の促進、浚渫土砂の有効利用、沿岸災害軽減策）について、それぞれの国から進捗状況が報告された。

#### ③海上保安の分野での取組み

海上保安庁は、北太平洋海上保安フォーラム及びアジア海上保安機関長官級会合を主体的に展開し、海賊及び海上セキュリティ対策等のために海上保安機関間の連携・協力を積極的に推進しているほか、IMO、IHO等国际機関を通じ国際貢献に努めている。

#### ④測量・地図分野の取組み

地球地図プロジェクト推進のため、フォーラムの開催準備、西アフリカでの地球地図セミナー開催等の普及活動を実施している。また、国連アジア太平洋地域地図会議の勧告で設置されたアジア太平洋GIS基盤常置委員会の副会長を務めるほか、同委員会と連携し関係各国と協働で地殻活動監視を推進している。

（注1）従来、各国、船級協会ごとに異なっていた船舶の構造基準について、ある一定の目標を定め、国際的に合意された要件を設定していくこと

（注2）船舶の解撤：寿命に達した船舶は、解体され、その大部分は鉄材等に再活用

## 2 二国間交渉を通じた主な取組み

### (1) 二国間のEPA/FTA（自由貿易協定）締結への対応

自由貿易等の推進の枠組みとして、世界で数多くの二国間の協定が締結されている。我が国では、シンガポール等5箇国とのEPAが発効しており、東アジア諸国を中心に、EPA/FTA締結に向けた政府間交渉を行っている。国土交通省では、我が国の運輸・観光・建設業等の国際競争力の強化及び海外展開の推進の観点から、相手国における外資規制の撤廃・緩和等のサービス分野の自由化、相手国の政府調達に関する市場開放及び参加機会の拡大を推進している。また、人的交流の拡大の観点から、観光分野等における二国間協力に取り組んでいる。

### (2) 日米間における経済協議の枠組みへの対応

日米間の対話を通じて持続可能な成長の促進を図る「成長のための日米経済パートナーシップ」において、国土交通省は、次官級経済対話、規制改革会議等に参加し、交通セキュリティ、海運自由化、公共工事等における各種課題について意見交換を行っている。

### (3) 各分野における二国間の取組み

国土交通省に関する各分野において、主要国との間で定期的に協議を行い、政策に関する意見交換、技術協力等を進めている。

交通分野では、日米間での交通技術協力会議におけるバリアフリー対策及び鉄道技術等、日仏間でのITS、都市交通及び航空事故調査、日EU間での都市交通等様々な内容について定期的に協議を実施している。特に、鉄道分野に関しては、中国、インド、英国及び韓国との間で二国間会合を定期的に開催するなど各国との意見交換を行っている。

河川・砂防分野では、韓国、中国、フランス、イタリア、オランダ及び米国との間で二国間会合を開催し、情報交換、技術協力等を推進している。

海上保安分野では、ロシア、中国、韓国、インドの海上保安当局との間の協力文書に基づき、海上治安、捜索救助、海洋環境保全等の連携・協力を進めている。